

事務連絡
令和2年5月21日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課
課長補佐（副産物班担当）

廃棄物である牛・豚の原皮の処理について

我が国では牛・豚の皮が年間約1,500万枚生産され、豚では9割、牛では4割が塩蔵された皮（以下「原皮」という。）の形で輸出されている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により輸出先国における皮革産業が停止し、原皮の受入が困難な状況になっており、国内において原皮が積み上がっている状況にある。

このため、国内の業者は原皮の需要確保について様々な対応を検討しているところであるが、どうしても行き場のない原皮については廃棄物として処理せざるを得ない状況となっている。

このため、特に原皮事業者が存在する下記の都道府県及び市町村においては、牛豚の原皮等の処理に係る各事業者からの相談にご対応いただくよう、要請のご検討をお願いする。

※以下の市町村は一社日本畜産副産物協会会員の原皮業者の所在市町村であり、他にも原皮事業者が存在することに留意。

記

北海道北見市、札幌市、旭川市、青森県八戸市、岩手県花巻市、秋田県鹿角市、山形県山形市、庄内町、鶴岡市、福島県須賀川市、茨城県土浦市、群馬県高崎市、埼玉県さいたま市、八潮市、入間市、熊谷市、草加市、東京都港区、品川区、墨田区、葛飾区、台東区、千葉県旭市、横芝光町、神奈川県横浜市、厚木市、静岡県掛川市、浜松市、石川県金沢市、富山県富山市、立山町、新潟県新潟市、岐阜県養老町、愛知県名古屋市のあま市、豊川市、三重県四日市市、大阪府大阪市、兵庫県姫路市、加古川市、たつの市、滋賀県近江八幡市、広島県広島市、徳島県徳島市、香川県坂出市、高松市、福岡県八女市、福岡市、熊本県菊池市、長崎県諫早市、川棚町、宮崎県都城市、鹿児島県日置市、沖縄県南城市